

○暁烏文庫の利用に関わる申合わせ

〔平成22年12月6日
図書館委員会決定〕

- 1 暁烏文庫の利用は、金沢大学附属図書館利用規程（以下「規程」という。）及び金沢大学附属図書館貴重資料・準貴重資料利用内規に基づくものとする。
- 2 附属図書館長（以下「館長」という。）は、暁烏文庫のうち私信を含む暁烏文書を原則として公開しない。
- 3 前項の規定に関わらず、規程第2条で規定する者で、暁烏文書の閲覧を希望する者は、館長の許可を得なければならない。

附 則

この申合せは、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年12月6日から施行する。